

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	2
公 告	
○土地改良区の解散の認可（農業基盤課）	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（伐倒及び薬剤による防 除）	(木材増産推 進課) 3
○森林病虫害等防除法による命令の内容 となる事項（薬剤による防除）	(") 3
○令和2年二級建築士試験の実施	(建築指導課) 4
○令和2年木造建築士試験の実施	(") 4
正 誤	
◎正誤（令2・1・21付け 規則ほか）	6

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第5号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第130条第5項中「指名債権」を「債権」に、「第364条第1項」を「第364条」に改める。

第131条第2項第5号中「指名債権」を「債権」に改める。

第137条（見出しを含む。）中「時効中断」を「時効の更新又は完成猶予」に改める。

別記第29号様式中

「中断期間」

を

「時効更新等」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第6号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式別図を次のように改める。

愛媛県西条市西田甲590番地2
 (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者(届出後に追加されることがある。(9)のアにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎 太郎	愛媛県西条市西田 甲590番地2

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年10月13日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,343平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 ア 駐車場の収容台数
52台
 イ 駐輪場の収容台数
28台
 ウ 荷さばき施設の面積
85平方メートル
 エ 廃棄物等の保管施設の容量
15.2立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
令和2年2月12日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
黒潮町役場
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、安芸市庄ノ久保土地改良区の解散を令和2年2月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月6日
 高知県知事 濱田 省司

~~~~~  
 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和2年3月6日  
 高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

- (1) 区域  
 高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- (2) 期間  
 令和2年3月6日から令和3年3月20日まで

- 2 森林病虫害等の種類  
 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- 4 命令をしようとする理由  
 1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を

行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

- 5 その他必要な事項  
 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。  
 (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。  
 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。  
 (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。  
 (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することができる。

~~~~~  
 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和2年3月6日
 高知県知事 濱田 省司

1 区域及び期間

- (1) 区域
 土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- (2) 期間
 令和2年3月6日から同年7月31日まで

- 2 森林病虫害等の種類
 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有

し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

~~~~~  
建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和2年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月6日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 受験資格

受験資格を有する者は、令和2年7月4日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

#### 2 受験の申込み手続等

##### (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申

込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

#### ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

##### (ア) 受付期間

令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

##### (イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

#### イ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

#### (2) 受験申込書による受験申込み

##### ア 受験申込書の配布

##### (ア) 郵送による配布

##### a 配布請求の方法

##### (a) インターネットによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

##### (b) ファクシミリによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係(ファクシミリ番号03-6809-5862)に、送付先の住所、氏名、電話番号及び試験種別・申込区分を明記して申し込むこと。

##### b 配布請求の受付期間及び受付時間

##### (a) 受付期間

令和2年3月9日(月)から同月19日(木)まで

##### (b) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで

##### (イ) 直接配布による配布

##### a 配布期間

令和2年3月16日(月)から同年4月13日まで

##### b 配布場所

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階  
公益社団法人高知県建築士会

四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協同組合

#### イ 受験申込み

##### (ア) 郵送による受験申込み

##### a 受験申込みの受付期間

令和2年3月25日(水)から同月31日(火)までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。

##### b 受験申込書の送付先

東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

##### c 受験申込書の送付方法

簡易書留で郵送すること。

##### (イ) 直接提出による受験申込み

##### a 受験申込みの受付期間及び受付時間

令和2年4月9日(木)から同月13日までの午前10時から午後5時まで

##### b 受験申込書の提出先

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階  
公益社団法人高知県建築士会

#### 3 試験の日時及び場所

##### (1) 試験の日時

##### ア 学科の試験

令和2年7月5日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

##### イ 設計製図の試験

令和2年9月13日(日)午前11時から午後4時まで

##### (2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

#### 4 受験手数料

18,500円

#### 5 合格者の発表及び合否の通知

##### (1) 合格者の発表日

##### ア 学科の試験の合格者

令和2年8月25日(火) (予定)

##### イ 設計製図の試験の合格者

令和2年12月3日(木) (予定)

##### (2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

#### 6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

~~~~~  
建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和2年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規

定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月6日

高知県知事 濱田 省司

1 受験資格

受験資格を有する者は、令和2年7月11日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続等

(1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

(ア) 受付期間

令和2年4月13日(月)から同月20日(月)まで

(イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(2) 受験申込書による受験申込み

ア 受験申込書の配布

(ア) 郵送による配布

a 配布請求の方法

(a) インターネットによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(b) ファクシミリによる配布請求

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係(ファクシミリ番号03-6809-5862)に、送付先の住所、氏名、電話番号及び試験種別・申込区分を明記して申し込むこと。

b 配布請求の受付期間及び受付時間

(a) 受付期間

令和2年3月9日(月)から同月19日(木)まで

(b) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後5時まで

(イ) 直接配布による配布

a 配布期間

令和2年3月16日(月)から同年4月13日まで

b 配布場所

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階
公益社団法人高知県建築士会
四万十市中村大橋通七丁目13番16号 幡多建築業協同組合

イ 受験申込み

(ア) 郵送による受験申込み

a 受験申込みの受付期間

令和2年3月25日(水)から同月31日(火)までとし、受付を終了する日の消印のあるものまで受け付ける。

b 受験申込書の送付先

東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

c 受験申込書の送付方法

簡易書留で郵送すること。

(イ) 直接提出による受験申込み

a 受験申込みの受付期間及び受付時間

令和2年4月9日(木)から同月13日までの午前10時から午後5時まで

b 受験申込書の提出先

高知市本町四丁目2番15号 高知県建設会館3階
公益社団法人高知県建築士会

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

令和2年7月12日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和2年10月11日(日) 午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料

18,500円

5 合格者の発表及び合否の通知

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験の合格者

令和2年9月8日(火) (予定)

イ 設計製図の試験の合格者

令和2年12月3日(木) (予定)

(2) 合否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・1・21	10204	◎規則	4	左	条例第12条の2第2項の規定を適用する理由	条例第12条第2項の規定を適用する理由
		○告示	6	左 (2)	吾川郡仁淀川町用居字奥谷丁81の12	吾川郡仁淀川町用居字奥谷丁81の12